

福岡市城南区選挙管理委員会

令和8年6月30日(火)

午前10時から

## 1 議 題

- (1)福岡市城南区選挙管理委員会委員長の選挙について (議案第39号)
- (2)福岡市城南区選挙管理委員会委員長職務代理者の指定 (議案第40号)  
について

## 2 報告事項

- (1)福岡市城南区選挙管理委員の異動について
- (2)福岡市城南区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名について

## 3 そ の 他

- (1)選挙管理委員会の概要について
- (2)城南区明るい選挙推進協議会委員の推薦について
- (3)次回以降の委員会日程について (予定)

令和8年7月17日(金) 午前10時から

令和8年8月20日(木) 午前10時から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

議題 (1)  
議案第 39 号

福岡市城南区選挙管理委員会委員長の選挙について

令和 8 年 6 月 29 日任期満了に伴い、新たに選挙管理委員が選挙されたので、地方自治法第 187 条第 1 項の規定により、委員の中から委員長を選挙する。

令和 8 年 6 月 30 日

1 委員長氏名

2 選挙年月日                      令和 8 年 6 月 30 日

---

○地方自治法  
(委員長)

第 187 条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

2 (略)

3 (略)

○福岡市区選挙管理委員会規程  
(委員長の選挙)

第 2 条 委員長の選挙は、無記名投票で行ない、最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで定める。

2 委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推せんの方法を用いることができる。

3 (略)

(委員長の臨時職務代理)

第 7 条 委員長の選挙を行なう場合において、委員長の職務を行なう者がいないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行なう。

議題 (2)  
議案第 40 号

福岡市城南区選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について

令和 8 年 6 月 29 日任期満了に伴い、新たに選挙管理委員が選挙されたので、地方自治法第 187 条第 3 項及び福岡市区選挙管理委員会規程第 4 条の規定により、委員長が委員長職務代理者を指定する。

令和 8 年 6 月 30 日

1 委員長職務代理者氏名

2 選挙年月日                      令和 8 年 6 月 30 日

---

○地方自治法  
(委員長)

第 187 条 (略)

2 (略)

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

○福岡市区選挙管理委員会規程  
(委員長の職務代理者の指定)

第 4 条 委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときその職務を代理する委員をあらかじめ指定しておかなければならない。